

(仮称) 谷戸沢メガソーラー施設設置運営事業に係る
プロポーザル仕様書

平成 28 年 10 月

東京たま広域資源循環組合

**(仮称) 谷戸沢メガソーラー施設設置運営事業に係る
プロポーザル仕様書**

1. 業務内容について

- (1)大規模太陽光発電施設に係る設計、施工、工事監理等一式
- (2) 経済産業省及び電力会社等（関係機関）との協議、申請手続及び発電後の手続（接続契約申込、設備認定、実績報告等）一式
- (3)設備機器の法定点検、定期点検、部品交換、保証等を含むメンテナンス一式
- (4)施設全体の維持管理一式
- (5)その他（本事業実施に伴う全ての事項）

2. 建設地について

設置場所：東京都西多摩郡日の出町大字平井字谷戸（谷戸沢廃棄物広域処分場内）

太陽光パネル設置可能面積：約 27,000 m²

（平坦部 約 15,000 m²、法面部 約 12,000 m²）

3. メガソーラー施設設置について

(1)設備工事

- ①工事期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 29 日までとする。
- ②工事期間内に試運転、完成検査、関係機関への手続、承認等全てを完了し、売電価格 24 円/kWh（消費税別）を確保すること。
- ③平成 29 年 10 月 1 日から東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という）が発電及び売電が開始できるものとする。
- ④施工前には、事前に施工図面を作成し、施工計画書を循環組合に提出し、了承を得ること。また、地元自治会等への説明資料の作成を行うこと。

(2)設備、機器

- ①発電出力は太陽電池パネル設置容量で 2.0MW以上（最大受電出力 送電系統への送電電力 1,990 kW～1,999 kW）とすること。
- ②年間推定売電量（20 年平均）が 2,333,000kWh 以上となるようにすること。
（パワーコンディショナからの出力で「JIS C8907 太陽光発電システムの発電電力量推定方法」による。）
- ③採用する設備機器については、製品の性能、信頼性及び製造メーカーの保守体制等を重視すること。

(3)系統連系

- ①系統連系は高圧連系（6.6kV）とする。
- ②固定価格買取制度に基づく全量売電が可能なシステム構成とすること。
- ③「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁）」に基づくこと。
- ④系統連系工事は、東京電力パワーグリッド株式会社において、坊平 405 柱から

引込柱までの施工を行うこととなっている。受託者は、引込柱を建柱し引込柱から発電施設までの引込工事を行うこと。

(4)基礎、架台

- ①基礎、架台等は設置環境に最適な工法を採用し、十分な強度及び耐久性を確保すること。
- ②埋立地内にある施設（モニタリング孔、ガス抜き管、雨水排水工等）については、維持管理上、支障がないようにすること。
- ③掘削限度は、地表面から 0.3m以内（平坦部）、又は 3m以内（法面部）とし、地下の埋立物（トップカバーを含む）、遮水シート等に支障が無いようにすること。
- ④基礎又は架台にコンクリート二次製品を使用する場合は、原則として東京たまエコセメント製品の認証を受けたものを使用すること。
- ⑤表流水の水質に影響を与える資材、工法、機材、薬品等は使用しないこと。なお、影響を与えるおそれがある資材、薬品等を使用する場合は、あらかじめ影響を与えないことを確認するための調査を行い、循環組合の承認を得ること。

(5)施設管理方法

- ①大規模太陽光発電施設は無人管理とし、インターネット等を利用して遠隔監視、遠隔運転を行うシステムとすること。
- ②リース契約期間中は、システムの運転状況について、循環組合と受注者側が同様の内容をモニタリングできるようにすること。
- ③遠隔監視等に必要とされる機器の費用も提案に含めること。

(6)データ収集、情報発信

- ①運転データ等はデータ収集装置により収集し、発電量等の情報をインターネット等を利用して情報発信、確認ができるシステムを構築すること。
- ②データ計測の方法は「太陽光発電新技術等フィールドテスト事業システム計測指針（NEDO）」に基づくこと。
- ③データ収集、情報発信に必要とされる機器の費用も提案に含めること。

(7)その他、付帯工事、設備等

- ①太陽光発電に関する啓発を行うため、発電状況表示機能の付いた説明看板を設置すること。
- ②パワーコンディショナ、昇圧変圧器、その他の設備等の設置については、建築確認申請を必要としない仕様とすること。
- ③必要に応じて事前に測量、地質調査を行うこと。ただし、ボーリング調査は不可とする。
- ④施設を囲う安全柵を設けること。また、出入りのための門扉は、原則として、それぞれの区画毎に3か所以上を確保すること。なお、門扉の位置、寸法等については、循環組合との協議による。
- ⑤変圧器等の周りに安全柵を設けること。
- ⑥安全柵等の設備については、周囲の景観と調和した色彩とすること。

- ⑦必要に応じて土砂流出を防ぐための雨水対策を行うこと。
- ⑧雑草対策及び樹木の剪定（1回／年を標準）を行うこと。なお、除草剤等の薬剤は使用しないこと。なお、防草シートや砕石等を敷設する場合は、あらかじめ表流水の水質に影響を与えないことを確認するための調査を行うこと。
- ⑨雨水排水工の清掃（4回／年を標準）を適宜行うこと。
- ⑩維持管理等で使用機械からの油こぼれが生じた際は、速やかに循環組合に連絡し、対処を施すこと。
- ⑪施設の名称は、循環組合が決定する。
- ⑫発電開始時に関係者参加の下、開所式を受託者の負担にて行うこと。
- ⑬設備工事の施工記録（写真集）及び事業パンフレット（データを含む）を作成すること（パンフレット部数は、初年度 5,000 部程度、2 年目以降は、毎年度 3,000 部程度を納品すること）。

(8)協議、申請

- ①関連法令規格等に基づき、関係機関、電力会社等と協議及び申請手続きを行うこと。
- ②申請手続きに必要な費用は提案に含めること。

(9)適用規格、法規等

- ①本工事の設計及び施工にあたっては、以下の関連法令等を遵守すること。
 - ・労働基準法
 - ・労働安全衛生法
 - ・電気事業法
 - ・電気設備に関する技術基準を定める省令
 - ・消防関係法規
 - ・建築基準法
 - ・日本工業規格(JIS)
 - ・日本電機工業会標準規格(JEM)
 - ・日本電気規格調査会標準規格(JEC)
 - ・日本電線工業会規格(JCS)
 - ・(財)電気安全環境研究所(JET)認証
 - ・電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン
 - ・最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ・消費税法
 - ・その他、関連する規格、法規等
- ②本施設の使用開始前に、電気設備に関する技術基準に適合していることを確認し、報告すること。

4. リース契約について

(1) リース契約期間

① リース契約期間は、平成 29 年 10 月 1 日から平成 49 年 9 月 30 日までの 20 年間とする。

(2) リース料金

① リース期間は 20 年間とし、リース料金の総額上限は、990,000 千円から撤去費を差し引いた金額（消費税込）とする。

② リース期間中の各年度のリース料金は、当該年度の保証売電金額（当該年度の実売電金額が当該金額を下回った場合は、実売電金額との差額を補償するものとして設定する金額。以下同じ。）とする。

③ リース料金の支払いは、平成 29 年度から年度ごとに行うものとし、各年度における支払時期、支払回数は提案によるものとする。

(3) リース契約に含まれる事項

① 大規模太陽光発電の設備費（物品、設備工事（整地を含む））、啓発用説明パネルの建設費（物品、建設工事）及び金利

② 保険等費用（工事及び管理による第三者への賠償責任、動産の破損（火災、水災、落雷、破裂、爆発、風害、雹災、雪災、電気機械的事故等）に対する補償、発電量の不足に対する補償等）

③ 保守、サービス費用（法定点検、定期点検、部品交換、予防保全、緊急修理、その他メンテナンス一式）

④ データ遠隔監視、データ収集、ホームページでの発電量等の公表、実績報告

⑤ 電力会社への系統連系に関すること（協議・申請手続き、設備の設置等。接続負担金の支払いを除く一切を含む。）

なお、接続検討については、電力会社より回答を受領済である。

⑥ 電気事業法に従う電気主任技術者の選任、保安規定届出、定期点検等及び報告書の資料作成

⑦ 施設全体の維持管理一式（施設内の雑草処理、樹木剪定、安全・防犯対策、補修、電気使用料、発電の妨げとなる事象への対応等）

⑧ 緊急時の対応

⑨ その他（本事業に必要な事項）

5. リース終了後のシステムの取扱いについて

リース期間終了後の設備一式は、原則として循環組合に無償譲渡するものとする。資料として、撤去費を別途算定すること。なお、当該金額は、リース料金に含めないものとする。

6. 保証について

- ①大規模太陽光発電設備は、遠隔監視や保守点検等により提案する発電量を確保できるよう努めるとともに、定期的に交換が必要な部品については、予防保全として交換時期より前に交換するなどの対応を行うものとする。
- ②万一、大規模太陽光発電設備に不具合が発生した場合は、提案者が速やかにこれに対応し、必要に応じて無償で修理を行い、提案する発電量を確保できるよう努めるものとする。
- ③工事及び管理による第三者への賠償責任、動産の破損に対する補償について、受託者の負担により、十分な額の保険に加入するものとする。
- ④大規模太陽光発電施設に不具合が発生した場合のほか、日照量の不足等により、年間売電量が保証売電量を下回った場合は、受託者が年間保証売電金額と実売電金額との差額を循環組合に支払うものとする。